

JIS

プラスチック－環境側面－ 規格への一般導入指針

JIS Z 7001 : 2007
(ISO 17422 : 2002)
(JPIF/JSA)

平成 19 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京電機大学
(委員)	江 村 智 之	日本プラスチック工業連盟
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 中 誠	財団法人鉄道総合技術研究所
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	林 田 昭 司	社団法人日本化学工業協会
	夷 石 多 賀 子	財団法人日本消費者協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	中 田 亜 洲 生	昭和シェル石油株式会社
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.4.20 改正：平成 19.3.20

官 報 公 示：平成 19.3.20

原 案 作 成 者：日本プラスチック工業連盟

(〒106-0032 東京都港区六本木 5-18-17 化成品会館 TEL 03-3586-9761)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本プラスチック工業連盟(JPIF)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 7001:2000** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 17422:2002, Plastics—Environmental aspects—General guidelines for their inclusion in standards** を基礎として用いた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS Z 7001 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) ライフサイクル分析の適用範囲及び制限条件

附属書 1 (参考) 参考文献

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	2
3. 定義.....	2
4. 規格への環境側面の導入.....	3
4.1 一般.....	3
4.2 試験方法の規格.....	3
4.3 製品規格.....	4
附属書 A (参考) ライフサイクル分析の適用範囲及び制限条件.....	6
附属書 1 (参考) 参考文献.....	10
解 説.....	12

プラスチック—環境側面— 規格への一般導入指針

Plastics—Environmental aspects— General guidelines for their inclusion in standards

序文 この規格は、2002年に第1版として発行された ISO 17422, Plastics—Environmental aspects—General guidelines for their inclusion in standards を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項の注及び“参考”は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、プラスチック製品の規格における環境側面の導入についての指針を示す。この規格は、当該製品の利用に当たって、適合性を十分に確保するという主目的から外れることなく、環境への悪影響を最小とするための進め方を提案するものである。

この指針は、主として規格作成者の利用を意図したものである。しかしながら、この主目的の更に上流に位置する設計者、プラスチックの環境側面を考慮する必要があるその他の活動に携わる者への指針を示す。

備考1. この規格は、次の事項の実践を奨励することを意図している。

- a) 規格の技術的条項において環境への影響を特定及び評価し、その悪影響を最小化する技術を利用すること。
- b) 次に示すような良い実践 (good practice) を行うこと。
 - 1) 汚染回避の手段
 - 2) 製品の意図する利用 (及び予見可能な誤利用) を踏まえた材料及びエネルギーの有効利用
 - 3) 有害な物質の安全な利用
 - 4) 技術的に正当でない制限のあるやり方の回避
 - 5) 例えば、化学的組成だけの基準に基づく除外条項よりは、性能基準の奨励
- c) 規格開発において環境影響、製品機能及び性能、健康及び安全並びにその他の法規制などの問題に対するバランスの取れた進め方の採用
- d) 既存規格の定期的な見直し及び改正において、技術革新を踏まえて製品及び加工方法の環境への影響の改善を可能とすること。
- e) 適用可能で技術的に正当化できる場合、ライフサイクル分析手法の適用

2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD